

(仮称)八幡岳風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、青森県上北郡七戸町及び十和田市において、最大で総出力 30,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、環境負荷の少ない風力発電事業であり、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、事業実施想定区域内に高瀬川源流を含む流域保全地域等が位置していることから、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域及びその周辺において、ハチクマ等の希少猛禽類等の生息が確認されており、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等について検討が必要である。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

事業実施想定区域内に高瀬川源流を含む流域保全地域等が位置していることから、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、高瀬川源流等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は低減すること。高瀬川源流への重大な環境影響を回避又は低減できないと判断された場合は、風力発電設備の基数削減等の適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、ハチクマ等の希少猛禽類等の生息が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年 12 月、環境省自然環境局野生生物課)を踏まえて行うこと。

(3) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然植生、保安林、高瀬川源流を含む高瀬川流域保全地域及び奥入瀬川流域保全地域等の重要な自然環境が存在しており、地形改変による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

本事業の実施により、十和田八幡平国立公園内に位置する田代平湿原からの眺望景観が改変される可能性があること、また、一部の眺望点から十和田八幡平国立公園における重要な景観資源である八甲田山系を眺望した際に大きな変化が生ずる可能性があることから、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した予測及び評価を行い、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言、及び管理者、利用者、関係自治体等の意見を踏まえること。